

2026年労基法 改正予定の ご案内

社会保険労務士法人A&P
ついき事務所

2025.12



- ・改正の基本方向（3本柱）

1_労働時間管理の厳格化

2_休息・休日の確保（健康確保）

3_働き方の多様化への対応
(副業・兼業・管理職含む)

・主な改正ポイント（全体像）

- 1_連続勤務上限：最大13日に制限
- 2_勤務間インターバル：終業→始業 11時間以上
- 3_法定休日を年間カレンダー等で事前特定
- 4_週44時間特例廃止 → 全事業場40時間に統一
- 5_年休取得時の賃金計算を“通常の賃金”に一本化
- 6_副業・兼業の労働時間通算を整理
- 7_管理職も含め全労働者の労働時間の客観把握を義務化→名ばかり管理職の防止

就業規則の見直しポイント

- ・法定休日の特定
- ・勤務間インターバル（11時間）
- ・連続勤務の上限
- ・有休の賃金計算方式
- ・副業・兼業のルール整備
- ・管理職の勤怠管理

